

制定 2021年7月1日

日本放送協会 入札および契約手続に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、協会が行う入札および契約手続の公正性および透明性を一層確保するため、入札および契約手続に関する苦情の適切な処理について必要な手續を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、協会が発注するまたは発注した契約額または発注見込額5,000万円超の建設工事および3,000万円超のその他の契約に係る入札および契約手続、ならびに協会が行った取引停止等の措置における苦情処理の手續について適用する。ただし、入札および契約手続のうち、経理担当部課が所管しないものおよび、政府調達に関する協定に定められた調達手続によるものへは適用しない。

(苦情申立てができる者および申立てができる範囲)

第3条 苦情申立てができる者および申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般競争入札

入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該入札に参加資格がないと認めた理由に対して不服がある者は、当該案件の契約事務担当部局の長（以下、担当部局の長という。）に対して、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

取引先登録において当該入札と同一の種別に登録がある者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、担当部局の長に対して、指名されなかった理由の説明を求めることができる。

(3) 公募

公募参加意思確認書を提出した者のうち、参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該公募に参加資格がないと認めた理由に対して不服がある者は、担当部

局の長に対して、公募参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

(4) 企画競争

企画競争参加意思確認書を提出した者のうち、参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該企画競争に参加資格がないと認めた理由に対して不服がある者は、担当部局の長に対して、企画競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

(5) 競争見積

取引先登録において当該契約と同一の種別に登録がある者のうち、当該競争見積に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、担当部局の長に対して、指名されなかった理由の説明を求めることができる。

(6) 隨意契約

取引先登録において当該契約と同一の種別に登録がある者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、担当部局の長に対して、当該契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

(7) 取引停止等措置

取引停止等の措置の決定を受け、取引停止措置の期間もしくは理由に対して不服がある者は、担当部局の長に対して、期間もしくは理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情申立ては、次の各号に掲げる苦情に応じ、当該各号の期間内において書面（別紙1）により、担当部局の長に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあっては、参加資格審査結果通知書の発行日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあっては、契約業者名の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあっては、参加資格審査結果通知書の発行日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- (4) 前条第4号に掲げる苦情にあっては、参加資格審査結果通知書の発行日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- (5) 前条第5号に掲げる苦情にあっては、契約業者名の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内

- (6) 前条第6号に掲げる苦情にあっては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- (7) 前条第7号に掲げる苦情にあっては、指名停止通知書の発行日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
- 2 前項の書面には、申立者の住所又は所在地、氏名又は名称および法人にあっては代表者名、申立ての対象となる件名、不服のある事項ならびに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

（苦情申立ての受理）

第5条 苦情は、担当部局の長が受理する。

（苦情申立てへの回答）

第6条 苦情申立てがあった場合は、担当部局の長は苦情申立てがあった日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（別紙2）（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。この場合、苦情申立者に理由を付して書面（別紙3）により通知するものとする。

（苦情申立ての却下）

第7条 担当部局の長は、苦情申立ての期間が経過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面（別紙4）により当該申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てができる者および申立てができる範囲）

第8条 第6条の回答書を受理した苦情申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、担当部局の長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

（再苦情申立ての方法）

第9条 再苦情の申立ては、第6条の回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（別紙5）により担当部局の長に対して行うこと

ができるものとする。

2 第4条第2項の規定は、再苦情申立ての書面について準用する。

(再苦情申立ての受理)

第10条 再苦情は、担当部局の長が受理する。

(公正調査委員会の設置)

第11条 再苦情を受理した担当部局の長は、直ちに入札契約委員会の事務局に回付する。入札契約委員会の事務局は、再苦情の申立てに対して的確に対応するため、経理局内に公正調査委員会を設置する。

(公正調査委員会の構成)

第12条 公正調査委員会の構成は次のとおりとする。

(1)委員長 経理局長

(2)委 員 調達部長（委員長代行）、会館営繕部長、調達部専任部長、
購買依頼部課の代表者

(3)事務局 調達部当該契約担当グループ、財務部企画総務

委員長は、案件の審議につき必要があるときは、上記以外の者を委員として参加させることができる。

(入札契約委員会に再苦情審議の依頼)

第13条 公正調査委員会の委員長（以下、公正調査委員長という。）は、再苦情の申立てがあったときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに入札契約委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立ての却下)

第14条 公正調査委員長は、再苦情申立ての期間が経過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して書面（別紙7）により当該申立てを却下することができるものとする。再苦情申立ての却下は、申立書を受理した翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に申立者に伝えるものとする。

(再苦情申立ての審議)

第15条 入札契約委員会は、再苦情案件に関して、第三者機関として公平かつ独立した立場から審議を行うが、入札契約委員会の性格上、入札契約委員会の委員が再苦情申立て者から直接意見聴取を行うことを前提としない。ただし、入札契約委員会が再苦情申立て者からの直接の意見聴取の必要性を認め、かつ、公正調査委員会もこれに同意した場合は、直接意見聴取を行うことがある。

また、再苦情の対象となっている契約事案に関して、公正調査委員会が利害関係を有すると認めた入札契約委員会の委員は、当該苦情に係る審議に参加することはできない。

(再苦情申立てへの意見)

第16条 入札契約委員会は、再苦情の審議を速やかに実施し、再苦情申立て書を受理した翌日から起算して概ね50日以内に公正調査委員会に対して意見を述べるものとする。

(再苦情申立てへの回答作成)

第17条 公正調査委員会は入札契約委員会による意見の内容を尊重し、入札契約委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情申立て者への回答を作成するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第18条 担当部局の長は、再苦情申立て者に対して、公正調査委員会から回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（別紙6）により回答するものとする。

2 担当部局の長は、再苦情の申立てを認めなかったときは、当該申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めたときは、申立てが認められた旨およびこれに伴う措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立てについての明示)

第19条 担当部局の長は、第6条の回答書中に、再苦情申立てができる旨および再

苦情申立ての手続について記載するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第20条 担当部局の長が再苦情申立者に回答を行ったときには、入札契約委員会で報告を行い、議事の概要を公表するものとする。

(入札および契約手続の執行)

第21条 苦情および再苦情の申立ては、入札および契約手続の執行を妨げない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、2021年7月30日から施行する。

<別紙1>

年　月　日

苦情申立書

日本放送協会 ○○局長宛

申立者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

下記のとおり、苦情の申立てをします。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立ての内容およびその理由

<別紙2>

年　月　日

苦情申立て回答書

様

日本放送協会 ○○局長 印

年 月 日付で苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。
なお、この回答に不服がある場合は、この回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てに対する回答およびその理由

<別紙3>

年　月　日

回答期限延長通知書

様

日本放送協会 ○○局長 印

年 月 日付けの苦情の申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

1 延長前の回答期限　　年　月　日

2 延長後の回答期限　　年　月　日 (延長日数　日間)

3 回答期限を延長する理由

<別紙4>

年　月　日

苦情申立て却下通知書

様

日本放送協会 ○○局長 印

年 月 日付けで苦情の申立てがあった件については、これを却下します。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てを却下する理由

<別紙5>

年　月　日

再苦情申立書

日本放送協会 ○○局長宛

申立者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

下記のとおり、再苦情の申立てをします。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立ての内容およびその理由

<別紙6>

年　月　日

再苦情申立回答書

様

日本放送協会 ○○局長 印

年 月 日付けで再苦情の申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立てに対する回答およびその理由

3 協会が行う措置の概要（申立てを認めたとき）

<別紙7>

年　月　日

再苦情申立て却下通知書

様

日本放送協会 ○○局長 印

年月日付けの再苦情の申立てについては、これを却下します。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立てを却下する理由